

専決処分報告について

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例）

本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和6年（2024年）5月21日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 2 4 号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 2 5 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 6 年条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ（2）」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市指定介護予防支援等に係る指定介護予防支援並びに指定介護予防支援等に関する条例（平成26年12月22日条例第58号）
 支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年12月22日条例第58号）

改正後	改正前
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第13条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>